

中国税務 及び投資速報 (日本語要約版)

2018年03月

Contents

税務法規

- ▶「公益性寄付金支出に係る企業所得税の繰越控除に関する政策についての通知」(財税[2018]15号) ("15号通達")
- ▶「『增值税納税申告の比較照合管理取扱規程(試行)』の適用に関する事項についての通知」(税総函[2018] 94号) ("94号通達")

商務法規

- ▶2018年政府活動報告
- ▶中華人民共和国第13期全国人民代表大会第1回会議及び中国人民政治協商會議第13期全国委員会("两会")第1回会議で公表された税務、商務に関する情報ほか

税関法規

- ▶企業を単位とする加工貿易管理モデル改革の試験拡大に関する公告」(税関総署公告[2018]19号) ("19号公告")
- ▶「『中華人民共和国税関企業信用管理弁法』の公布に関する令」(税関総署令[2018]237号) ("237号令")

EY中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2018年03月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2018年 03月02日 第2018008号
- ▶ 2018年 03月09日 第2018009号
- ▶ 2018年 03月16日 第2018010号
- ▶ 2018年 03月23日 第2018011号
- ▶ 2018年 03月30日 第2018012号

Japan Business Servicesグループで、2018年03月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語要約版をお届けいたします。

¹ 「中国税务及投资法规速递」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

- ▶ 「公益性寄付金支出に係る企業所得税の繰越控除に関する政策についての通知」(財税[2018]15号)（“15号通達”）

概要

2017年2月24日に全国人民代表大会常務委員会は、主席令[2017]64号（“64号令”）により、「中華人民共和国企業所得税法」における公益性寄付金支出に関する規定を、以下の通り改正することを決定した。（64号令については、「中国税務及び投資速報（日本語要約版）」2017年3月号を参照。）

“企業で発生した公益性寄付金支出は、年度利益総額の12%以内の部分を、課税所得額を計算するときに控除することができる。年度利益総額の12%を超過する部分は繰り越して、以後3年以内に、課税所得額を計算するときに控除することができる。”

財政部及び国家税務総局が2018年2月11日付で公布した15号通達は、当該政策の実施に関する事項について規定したものである。

15号通達に基づき、企業が年度利益総額の12%の範囲内で控除できる寄付金支出は、公益性社会組織或いは県レベル以上の人民政府及びその構成部門と直属機関を通じて行う、慈善活動、公益事業のための寄付金支出である。ここでいう公益性社会組織は、法により公益性寄付金の控除に係る資格を取得しなければならない。また、年度利益総額とは、企業が国家統一会計制度の規定に従って計算した正の金額をいう。

企業が当年度に限度額内で控除可能な公益性寄付金支出には、当年度に発生した寄付金支出と過年度から繰り越された寄付金支出が含まれ、当年度に控除できない部分は以後の年度に繰り越して控除することができる。ただし、繰越年数は寄付金が発生した年度の翌年度から起算して最長3年を超えることはできない。

企業が公益性寄付金支出の控除額を計算する際には、先に過年度から繰り越された公益性寄付金を控除し、その後、当年度に発生した公益性寄付金支出を控除することになる。

15号通達の発効日は2017年1月1日であるが、2016年9月1日（「中華人民共和国慈善法」の発効日）から2016年12月31までに発生した公益性寄付金支出で、2016年度に控除していない部分にも15号通達が適用される。

15号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.mof.gov.cn/mofhome/shuizhengsi/zhen_gwuxinxi/zhengcefabu/201802/t20180226_2817959.html

64号令の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2017-02/24/content_2008111.htm

- ▶ 「『增值税納税申告の比較照合管理取扱規程（試行）』の適用に関する事項についての通知」(税総函[2018] 94号)（“94号通達”）

概要

增值税納税申告の比較照合管理を一層強化し、增值税申告の質を高めるために、国家税務総局は2017年10月30日付で、税総函[2017]124号（“124号通達”）により、「增值税納税申告の比較照合管理取扱規程（試行）」（「試行規程」）を公布した。（124号通達については、「中国税務及び投資速報（日本語要約版）」2017年11月号を参照。）

「試行規程」によれば、税務機関は既存の徵税管理情報リソース（例えば、增值税納税申告表及びその添付資料の情報、增值税発票の情報、納税者の税金の国庫への納入に関する情報等）を用いて、增值税納税申告情報の比較照合を行い、その結果に応じて処理をする。「試行規程」では、比較照合のルールについても規定している。

124号通達では、「試行規程」は2018年3月1日施行とされていたが、国家税務総局が2018年2月27日付で公布した94号通達によれば、当該規程の施行時期は2018年5月1日に変更される。

增值税の申告情報と增值税発票の照合比較は、税務機関が日常の管理においてよく用いる方法である。「試行規程」によれば、照合比較を行った結果、不一致がある場合、税務機関は納税者の税金統制設備のロックを一時的に解除しないことができる。また、発票の虚偽発行等の重大な違法行為の疑いがあれば、調査部門が調査を行う可能性もある。納税者は租税関連情報が一致することの重要性を理解する必要がある。

94号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://hd.chinatax.gov.cn/guoshui/action/GetArticleView1.do?id=12223110&flag=1>

124号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2898030/content.html>

商務法規

▶ 2018年政府活動報告

▶ 中華人民共和国第13期全国人民代表大会第1回会議及び中国政治協商會議第13期全國委員会（“两会”）第1回会議で公表された税務、商務に関する情報

概要

2018年3月5日、國務院の李克強總理は第13期全国人民代表大会第1回会議で政府活動報告（「2018年報告」）を行い、これまで5年間に中国政府が行った活動を回顧するとともに、2018年における政府活動の全体の計画について述べた。

以下は、「2018年報告」及び两会に関する公式報道における重要な情報を要約したものである。

過去5年間の税務及び商務領域における主な活動及び成果

▶ 営業税に代えて増価税を徴収する試験を段階的に全面実施した。

- ▶ 輸出税還付の負担方式を改革し、税還付の増加分を全て中央財政が負担することとした。
- ▶ 外商投資管理を審査認可制からネガティブリスト制に変更した。これにより、3分の2の制限措置が削減された。
- ▶ 國務院による行政審査事項を44%削減し、非行政許可審査をなくした。中央政府レベルの認可を必要とする企業投資項目が90%減少した。
- ▶ 工商登記、登録資本金に係る商事制度を全面的に改革し、企業設立にかかる時間が3分の1以上短縮された。
- ▶ 上海をはじめとする11か所に自由貿易試験区が設置され、当該試験区での改革試験の成果が全国で適用されるようになった。
- ▶ クロスボーダー電子商取引総合試験区が13か所に設立された。国際貿易の“単一窓口”が全国をカバーし、貨物の通関時間が平均で半分以上短縮された。
- ▶ 不動産の統一登記制度が設けられた。

2018年の税務及び商務領域に係る主な活動

項目	2018年の税務及び商務領域に係る主な活動
GDP成長率	▶ GDPの年間成長率は約6.5%
減税計画	▶ 企業と個人に対する8千億元を超える減税 ▶ これには、税負担を合理的に軽減するための個人所得税の課税対象となる所得金額の引き上げ、控除項目の追加（子女教育費、大病医療費等）を含む。
立法計画	▶ 20以上の法律の制定或いは改正 ▶ 耕地占用税法、車両購入税法、資源税法、消費税法、契税法等の制定 ▶ 不動産税法の制定に係る検討推進 ▶ 租税徵収管理法の改正 ▶ 外商投資法及びEコマース法の制定

「2018年報告」の全文は、次のサイトでご覧いただけます。

http://www.mod.gov.cn/topnews/2018-03/05/content_4805962.htm

▶ 「国務院の2018年立法作業計画の公布に関する通知」(国弁發[2018] 14号) (“14号通達”)

▶ 「2018年財政部立法作業計画」

概要

2018年3月14日、国務院の公式ウェブサイトで、14号通達により、「国務院の2018年立法作業計画」が公表された。当該計画によれば、関連の政府部門は、一連の法律、法規の起草と改正を行い、全国人民代表大会常務委員会の審議にかけることになる。

そのうち、税務、商務に関する主な法律、法規には、租税徵収管理法、企業所得税法実施条例の改正、車両購入税法、耕地占用税法、資源税法の起草(財政部、国家税務総局)、外国投資法の起草(商務部、国家発展及び改革委員会)、外商投資国家安全審査条例の起草(国家発展及び改革委員会)等が含まれる。

また、14号通達と共産党第19回全国代表大会の精神に基づき、財政部は2018年3月19日に「2018年財政部立法作業計画」(“2018年立法計画”)を公表した。

「2018年立法計画」に基づき、財政部は2018年中に、契税法、資源税法、消費税法、印紙税法、都市維持建設税法、個人所得税法(改正)、關稅法等の起草と改正を行い、国務院の審議にかけるよう努めると同時に、土地增值税法、国有资产評価管理弁法(改正)、企業財務通則(改正)等の検討、及び会計法、登録会計士法等の制定、改正作業も行う予定である。

「2018年立法計画」の中で着目されるのは、財政部が現行の個人所得税法を2018年に改正することを決定したことである。「2018年報告」では、個人所得税の課税対象となる所得金額を引き上げること、子女教育費、大病医療費等の費用控除を追加することにより、納税者の負担を合理的に軽減するとしている。しかしながら、「中華人民共和国国民経済及び社会発展第13次5カ年計画綱要」(“第13次5カ年綱要”)では、それだけでなく、総合課税と分離課税を組み合わせた個人所得税制度を作らなければならないとしている。これは、個人が毎月取得する収入(例えば、賃金給与、役務収入等)を区分して課税するという現行の制度とは全く異なるものである。新しい制度が納税者の負担を軽減することになるか否かはなお未知数であるが、この改革は国際慣例により沿ったものといえる。

長年、現行の個人所得税制度の欠陥により、個人所得税収入の大半を賃金給与に対する個人所得税が占めているということが批判されてきた。全国人民代表大会の財政経済委員会副主任委員は財政部の公式ウェブサイト¹で、“2016年に全国の個人所得税は初めて1兆元を突破したが、70%の個人所得税は賃金給与に対して納められたものである”と発言している。しかし、その個人所得税制度の改革が2018年について始動することになった。

なお、「第13次5カ年綱要」に基づき、中国は2020年までに全面的に租税法律主義(即ち、課税は法律によらなければならぬという原則)に従うことを計画している。このことは、2020年までに新たに設けられる税金は全て全国人民代表大会によって立法されることを意味する。また、現行税制において根拠とされている(暫定)条例は法律のレベルに引き上げられることになる。

¹ 出所:

http://www.mof.gov.cn/zhuantihuigu/2017ysbg/mtbd2017/201703/t20170308_2552344.html

14号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-03/14/content_5274006.htm

「2018年立法計画」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://tfs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/caizhengfazhidingtai/201803/t20180319_2841762.html

「第13次5カ年計画要綱」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2016-07/08/content_1993756.htm

- ▶ 「上海市における“証照分離”改革試験を一層推進する作業方案に関する返答」(国函[2018]12号) (“12号通達”)

概要

国务院は2018年1月31日付で、上海市浦東新区における“証照分離”²改革試験(“試験”)の一層の推進に同意する旨の12号通達を公布した。試験の期間は、2018年1月31日から2018年12月31日までである。

重要な試験政策には、次のような納税サービスの改善が含まれる。

- ▶ 発票管理を改善する。原則として、企業が受領する発票の種類につき、経営範囲に基づく査定は行わない。
- ▶ 発票の電子化、発票のオンラインでの受領と専門配送等を推進する。
- ▶ 四半期毎に申告を行う企業の範囲を拡大する。小規模納税者に対して四半期毎の申告を実行し、かつゼロ申告の手続を簡素化する。
- ▶ 全市での統一的な処理を推進し、税務事項のオンラインでの処理及びセルフサービスによる処理を強力に推進する。

² “証照分離”とは、企業の経営活動に関連する各種の行政許認可の撤廃、簡素化を進めることにより、行政手続の効率向上を図ることを目的とした改革を指す。許認可の必要性や管理の容易性等に基づき、各種の行政許認可事項を分類し、それぞれに許認可の撤廃、届出制への変更、告知承諾制(許認可の即時取得)の実施、手続の標準化・オンライン化(審査の透明性向上)の措置がとられる。

12号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-02/11/content_5265811.htm

- ▶ 「外商投資企業の商務届出と工商登記に係る“单一窓口、單一フォーム”での受理に関する作業の実施についての通知」(商弁資函[2018]87号) (“87号通達”)

概要

外商投資領域における“放管服”³改革を一層進めるため、国家工商行政管理総局弁公庁及び商務部弁公庁は2018年2月28日付で、外商投資企業の商務届出と工商登記手続の改善に係る87号通達を公布した。

87号通達によれば、関連の主管部門は2018年6月30日から全国において、外商投資企業の商務届出と工商登記の“单一窓口、單一フォーム”での受理を推進することになる。

3 “放管服”改革とは、“簡政放權”(行政の簡素化と権限移譲)、“放管結合”(緩和と管理の結合)、“優化服務”(サービスの最適化)という、中国政府が進める行政改革を指す。

87号通達の全文は、次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201803/20180302717939.shtml>

- ▶ 「2018年の外商投資企業の年度投資経営情報共同報告の実施に関する通知」(商資函[2018]92号) (“92号通達”)

概要

2017年3月12日、財政部、国家税務総局、国家外貨管理局、国家品質監督検査検疫総局、商務部、統計局は、2018年の外商投資企業の年度投資経営情報の共同報告に関する92号通達を公布した。

92号通達によれば、中国国内において法により設立、登記された外商投資企業は、2018年4月1日から6月30日までの期間に、“全国外商投資企業年度投資経営情報共同報告システム”(<http://www.lhnb.gov.cn>)にログインし、2017年度の投資経営情報を記入しなければならない。関連のデータ情報は、商務、財政、税務、品質技術監督(市場監督管理)、統計及び外貨管理部門の間で共有される。2018年度に設立された外商投資企業は、翌年度から企業年度投資経営情報を記入する。

共同年度報告に参加する企業のリスト及び企業の投資経営情報は、「企業情報公示暫定条例」(国务院令[2014]654号) (“654号令”)に基づいて、“全国外商投資企業年度投資経営情報共同報告の情報公示システム”(<http://lhnbgs.mofcom.gov.cn>)で公示される。

各地の商務主管部門は、各部門と共に共同年度報告に係る作業を行い、当該報告データに対する統計分析を強化して、報告書にまとめ、2018年8月31日までに商務部に提出する(財政部、国家税務総局、国家品質監督検査検疫総局、国家外貨管理局、国家統計局にもコピーする)。

92号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201803/20180302719286.shtml>

654号令の全文は次のサイトでご覧いただけます
http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-08/23/content_9038.htm

- ▶ 「國務院機構改革方案に関する決定」
- ▶ 「党及び国家機構改革の深化に関する方案」

概要

2018年3月17日、全国人民代表大会で「國務院機構改革方案に関する決定」(「決定」)が可決された。また、これに応じて、中国共産党中央委員会は2018年3月21日に「党及び国家機構改革の深化に関する方案」(「方案」)を公布した。

商務、税務分野に関わる政府機構改革による主な変更点は下表のとおりである。

関連部門及び機関	詳細
国家税務総局	<ul style="list-style-type: none">▶ 国税と地税の徵税管理体制を改革する。▶ 省レベル以下の国税機関と地税機関を統合する。統合後、管轄区域内の各種税金と税金以外の収入の徵収管理等の職責を担う。基本養老保險料、基本醫療保險料及び失業保險料等を含む。
科学技術部	<ul style="list-style-type: none">▶ 科学技術部と国家外国専門家局の職責を統合し、改めて科学技術部を設置する。科学技術部は対外的に国家外国専門家局の看板を保留する。
国家市場監督管理総局	<ul style="list-style-type: none">▶ 国家工商行政管理総局の職責、国家品質監督検査検疫総局の職責、国家食品薬品監督管理総局の職責、国家発展及び改革委員会の価格の監督検査と独占禁止法執行の職責、商務部の経営者集中独占禁止法執行の職責と國務院の独占禁止委員会弁公室等の職責を統合し、國務院の直属機関として国家市場監督管理総局を設置する。▶ 同時に、国家薬品監督管理局を設け、国家市場監督管理総局が管理する。
中国銀行保険監督管理委員会	<ul style="list-style-type: none">▶ 中国銀行業監督管理委員会と中国保険監督管理委員会の職責を統合し、中国銀行保険監督管理委員会を設置する。
税関総署	<ul style="list-style-type: none">▶ 国家品質監督検査検疫総局の出入国検査検疫管理の職責とチームを税関総署に組み入れる。

「決定」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2018-03/17/content_2049996.htm

「方案」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengce/2018-03/21/content_5276191.htm#allContent

税関法規

- ▶ 「企業を単位とする加工貿易管理モデル改革の試験拡大に関する公告」(税関総署公告[2018]19号) (“19号公告”)

概要

税関総署が公布した税関総署公告[2017] 29号 (“29号公告”)により、2017年8月1日から天津、瀋陽、南京、杭州、武漢、拱北、黄埔、重慶、成都の税関で加工貿易管理モデル改革試験 (“試験”)が開始されたのに続き、税関総署は試験範囲の拡大に関する19号公告を2018年2月26日付で公布した。19号公告は2018年3月5日から施行され、29号公告は同時に廃止された。

19号公告によって新たに試験の対象となったのは、呼和浩特、満洲里、長春、ハルピン、上海、寧波、合肥、廈門、南昌、青島、鄭州、広州、深圳、湛江、南寧、西安、ウルムチの税関である。

19号公告によれば、新しい管理モデルを試験的に実施する企業は、自己の名義で加工貿易業務を行う生産型企業で、かつ①税関信用等級が一般認証企業以上であるか、或いは②税関信用等級が一般信用企業で、企業内部における加工貿易の貨物フロー及びデータフローが明確、論理リンクが完全、消耗材料が追跡可能で、税関の管理要求を満たすものでなければならない。

新たな管理モデルの業務範囲には、帳簿の設置(変更)、輸出入、外注加工、深加工結転、国内販売、余剰材料の移転、確認及び消込等が含まれる。

また、19号公告の実施後、企業はまだ輸出していない加工貿易の貨物を、使用の完了していない加工貿易手帳から新たに開設した帳簿に移すことができる。

19号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/1468091/index.html>

29号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/715157/index.html>

- ▶ 「『中華人民共和国税関企業信用管理弁法』の公布に関する令」(税関総署令[2018]237号) (“237号令”)

概要

税関総署は2018年3月3日付で237号令により、新しい「中華人民共和国税関企業信用管理弁法」(“新管理弁法”)を公布した。新管理弁法は現行の「中華人民共和国税関企業信用管理暫定弁法」(税関総署令[2014]225号) (“現行管理弁法”)に代わり、2018年5月1日から施行される。

「現行管理弁法」と同じように、「新管理弁法」の下でも、企業はその信用状況に基づき、認証企業(高級認証企業と一般認証企業を含む)、一般信用企業または信用喪失企業として認定される。認証企業は、中国税関が認証した事業者(AEO: Authorized Economic Operator)である。中国税関は関連の国際条約、協定及び本弁法に基づき、他の国または地域の税関とAEOの相互承認を行い、相互承認を受けた企業に対して便宜措置を提供する。

主な改正点は次の通りである。

- ▶ 追加された第4条では、税関は社会信用体系建设の要求に基づき、国家の関連部門と信用企業に対する共同奨励、信用喪失企業に対する共同懲戒を実施する旨を規定している。関連の措置には情報交換、相互承認及び法執行上の共助が含まれる。
- ▶ 「新管理弁法」第8条によれば、企業に以下のいずれかの状況がある場合、当該企業は信用情報に異常のある企業のリストに挙げられる。信用情報に異常のある企業のリストに列挙される間、企業の信用等級を高めることはできない。
 - ▶ 企業が規定に従って税関に「企業信用情報の年度報告」を提出していない場合
 - ▶ 実地検査の結果、税関で登記した住所または経営場所を見つけることができず、税関に登記した連絡方法により、企業と連絡がとれない場合

- ▶ 企業に以下のいずれかの状況がある場合、税関は信用喪失企業と認定する。
 - ▶ 密輸犯罪若しくは密輸行為がある場合
 - ▶ 税関の管理規定に違反する行為の回数若しくは税関に行政処罰を受けた金額が規定の基準(当該基準は「現行管理弁法」よりも引き上げられた)を超える場合。また、当年度に登記または届出を行った非通関企業、通関企業が、1年以内に税関の管理規定に違反したことにより、税関に行政処罰を受けた金額がそれぞれ累計で100万元、30万元を超えた場合、税関は信用喪失企業と認定する。
 - ▶ 税額若しくは罰金を滞納する場合
 - ▶ 「新管理弁法」第8条第2項に基づき、税関が信用情報に異常のある企業のリストに挙げて90日を超える場合(追加された内容)
 - ▶ 税関またはその他の企業の名を借りて不当利益を得た場合
 - ▶ 税関に真実の状況を隠し、或いは虚偽の情報を提供して、企業の信用管理に影響を及ぼした場合(「現行管理弁法」では、“企業の信用情報を変造、偽造した場合”と規定)
 - ▶ 税関の法による職務執行に抵抗、妨害し、情状が重大な場合(追加された内容)
 - ▶ 刑事犯罪により国家信用喪失共同懲戒リストに挙げられた場合(追加された内容)
 - ▶ 税関総署が規定するその他の状況
- 「現行管理弁法」における信用喪失企業の認定基準の一部は削除された。
- ▶ 「新管理弁法」第17条によれば、企業の認証申請期間に以下の状況がある場合、税関は認証を終了する。
 - ▶ 企業に密輸の疑いがあり、捜査または調査される場合
 - ▶ 企業に密輸の疑いがあり、捜査または調査される場合
 - ▶ 認証申請期間に企業が税関の査察、検査を受ける場合、税関は認証を中止することができる。中止期間が3か月を超える場合、税関は認証を終了する。
 - ▶ 「新管理弁法」第22条によれば、税関若しくは企業は社会仲介機構に委託し、企業の認証に関する問題について専門の結論を出してもらうことができる。
 - ▶ 「現行管理弁法」と同じように、「新管理弁法」は誠実で法を守る企業には便宜を図り、信用のない法違反のある企業は罰するという原則に従い、信用等級の異なる企業にそれぞれ次のような措置を適用する。

信用等級	管理措置
一般認証企業	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 輸出入貨物の平均検査率を一般信用企業の平均検査率の50%以下とする(「現行管理弁法」における“比較的低い輸出入貨物の検査率”という規定と比べて、「新管理弁法」の規定はより明確である) ▶ 輸出入貨物の通関手続を優先的に行う ▶ 税関が受け取る保証金額は負担する可能性のある税額の総額または税関総署の規定する金額を下回ってもよい(追加された内容) ▶ 税関総署が規定するその他の管理措置 <p>「現行管理弁法」における“輸出入貨物の書類審査の簡素化”的規定は、削除された。</p>

信用等級	管理措置
高級認証企業	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 一般認証企業の管理措置 ▶ 輸出入貨物の平均検査率を一般信用企業の平均検査率の20%以下とする（「現行管理弁法」において一般認証以上の企業に適用するとされている“比較的低い輸出入貨物の検査率”という規定と比べて、「新管理弁法」の規定はより明確である） ▶ 税関に保証免除の申請ができる（追加された内容） ▶ 企業に対する調査、検査の頻度を下げることができる（追加された内容） ▶ 輸出貨物が税関管理区域に到着する前に税関に申告できる（追加された内容） ▶ 税関は企業のためにコーディネーターを設ける ▶ AEO相互承認国家または地域の税関で通関上の便宜措置が適用される ▶ 国家の関連部門が実施する共同奨励措置が適用される（追加された内容） ▶ 不可抗力によって中断された国際貿易が回復した後に優先的に通関を行う（追加された内容） ▶ 税関総署が規定するその他の管理措置 <p>「現行管理方法」における“加工貿易に従事する企業に対し、銀行保証金台帳制度を実行しない”という規定は、削除された。</p>
信用喪失企業	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 輸出入貨物の平均検査率は80%以上とする（「現行管理弁法」における“比較的高い輸出入貨物の検査率”という規定と比べて、「新管理弁法」の規定はより明確である） ▶ 検査で問題のなかった企業の引上げ、移動、保管等の費用を免除しない（追加された内容） ▶ 一括納税制度を適用しない（追加された内容） ▶ 特殊な場合を除き、サンプルと画像で通関する措置を適用しない（追加された内容） ▶ 加工貿易に従事する場合、全額の保証金を提供する（「現行管理弁法」における“加工貿易等の段階で重点管理を実施する”という規定と比べて、「新管理弁法」の規定はより明確である） ▶ 企業に対する査察、調査の頻度を高める（「現行管理弁法」における“輸出入貨物の書類を重点的に審査する”という規定と比べて、「新管理弁法」の規定はより明確である） ▶ 国家の関連部門が実施する信用喪失共同懲戒措置が適用される（追加された内容） ▶ 税関総署が規定するその他の管理措置

「新管理弁法」の全文は、次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/1471687/index.html>

「現行管理弁法」の全文は、次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info720845.htm>

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただけます。

- | | | |
|---|--|---|
| <p>▶ 北京
大谷 光尋
監査
+86 10 5815 4569
mitsuhiro.otani@cn.ey.com</p> <p>鍋島 正知
監査
+86 10 5815 4253
masatomo.nabeshima1@cn.ey.com</p> <p>上村 希世子
税務・移転価格
+86 10 5815 2289
kiyoko.kamimura@cn.ey.com</p> <p>▶ 大連
中澤 直規
監査
+86 411 8252 8999
naoki.nakazawa@cn.ey.com</p> <p>▶ 上海
高橋 臣一
監査
+86 21 2228 2740
shinichi.takahashi@cn.ey.com</p> <p>八幡 正博
監査
+86 21 2228 4652
masahiro.yawata1@cn.ey.com</p> <p>鯉沼 里枝
監査
+86 21 2228 3976
rie.koinuma@cn.ey.com</p> <p>星野 友子
監査
+86 21 2228 5958
tomoko.hoshino@cn.ey.com</p> <p>山村 亮
監査
+86 21 2228 3239
ryo.yamamura1@cn.ey.com</p> | <p>江 海峰
金融
+86 21 2228 2963
alex.jiang@cn.ey.com</p> <p>石川 翔太
金融
+86 21 2228 4006
shota.ishikawa@cn.ey.com</p> <p>坂出 加奈
税務・移転価格
+86 21 2228 2289
kana.sakaide@cn.ey.com</p> <p>小島 圭介
税務
+86 21 2228 2854
keisuke.kojima@cn.ey.com</p> <p>丸山 直也
法務
+86 21 2228 8346
maruyama.naoya@eychenandco.com</p> <p>久保田 順一
TAS
+86 21 2228 4749
junichi.kubota@cn.ey.com</p> <p>▶ 広州
長内 幸浩
監査
+86 20 2881 2675
yukihiro.osanai@cn.ey.com</p> <p>穴井 宏明
監査
+86 20 2881 2888
hiroaki.anai@cn.ey.com</p> <p>石澤 晶宗
税務
+86 20 2881 2712
masamune.ishizawa@cn.ey.com</p> | <p>▶ 深圳
小島 健一
監査
+86 755 2502 5463
shinichi.kojima1@cn.ey.com</p> <p>▶ 香港
重富 由香
監査
+852 2629 3907
yuka.shigetomi@hk.ey.com</p> <p>柿本 啓太
監査
+852 2846 9005
keita.kakimoto2@hk.ey.com</p> <p>田所 聰史
監査
+852 2846 9623
satoshi.tadokoro@hk.ey.com</p> <p>吉田 薫
監査
+852 2629 3909
kaori.yoshida@hk.ey.com</p> <p>稻葉 宏和
金融
+852 2629 3046
hirokazu.lnaba@hk.ey.com</p> |
|---|--|---|

► 東京

EY税理士法人 中国デスク

大久保 恵美子

税務

emiko.okubo@jp.ey.com

崔 虹

税務

hong.cui@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人

マーケット本部 海外企画部JBS

+81 3 3503 1844

関口 俊克

toshikatsu.sekiguchi@jp.ey.com

田中 勝也

katsuya.tanaka@ jp.ey.com

野口 正邦

masakuni.noguchi@ jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバー ファームにより構成された国際組織を指し、各メンバー ファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より 詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。
www.ey.com。

© 2018 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03006577

ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、会計・税務 その他の専門アドバイスとして最終決定の根拠とするものでは ありません。具体的な問題については、各専門家による適切な アドバイスを参照されるようお願いいたします。

ey.com/china

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

